

京都市被災者住宅再建等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模自然災害により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民が、早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、被災住宅の再建等を行った世帯主等に対して交付する京都市被災者住宅再建等支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

2 支援金のうち、建替又は購入、補修、賃借、解体費等の住宅再建経費を支援の対象とする加算支援金については、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）、条例施行規則及びこの要綱に定めるところにより交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号のとおりとする。

(1) 大規模自然災害 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）第2条第1号に規定する自然災害（以下「自然災害」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号に規定する特定大規模災害等に該当する自然災害その他本市の区域内（以下「市内」という。）で発生した著しく異常かつ激甚な自然災害であって市長が別に定めるものを除く。）をいう。

ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を府内で生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。以下「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

ウ ア及びイに準じる自然災害として市長が別に定めるもの

(2) 全壊 次に掲げる被害の程度の内いずれかに該当するものをいう。

ア 住宅全部の倒壊又は流失

イ 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることができない又は当該復旧をすることが著しく困難であると認められる、次に掲げる被害の程度の内いずれかに該当するもの

(ア) 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の70パーセント以上に達するもの

(イ) 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に係る運用指針（以下「運用指針」という。）を適用して算出した、住宅の

主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の50パーセント以上に達するもの

- (3) 大規模半壊 次に掲げる被害の程度 of いずれかに該当するもの（全壊に該当するものを除く。）のうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の50パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の40パーセント以上50パーセント未満であるもの

- (4) 半壊 補修により居住することができる住宅の状態に復旧をすることが可能と認められる、次に掲げる被害の程度 of いずれかに該当するもの（全壊又は大規模半壊に該当するものを除く。）をいう。

ア 損壊し、又は流失した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の20パーセント以上50パーセント未満であるもの

- (5) 準半壊 住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、次に掲げる被害の程度 of いずれかに該当するもの（半壊に該当するものを除く。）で、屋根等の損壊に伴う雨漏り等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のものをいう。

ア 損壊し、又は流出した部分の床面積が当該住宅の延べ床面積の10パーセント以上20パーセント未満であるもの

イ 運用指針を適用して算出した、住宅の主要な構成要素に係る経済的被害を示す値が住宅全体の経済的価値を示す値の10パーセント以上20パーセント未満であるもの

- (6) 準半壊に至らない（一部損壊） 住宅の被害が準半壊に達しない程度のもの（住宅の床上に達しない程度の浸水により生じた程度のものを除く。）のうち、屋根等の損壊に伴う雨漏り等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のものをいう。

- (7) 床上浸水 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった程度のもの（住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、当該住宅に一時的に居住することができなくなったと認められるものに限る。）をいう。

- (8) 被災住宅 大規模自然災害により第2号から前号までに掲げる程度の被害を受けた本市の区域内にある住宅で、当該大規模自然災害が発生した時に主たる居住の用に供されていたものをいう。

- (9) 被災住宅の再建 市内において、被災住宅に代わる住宅の建替、購入及び被災住宅の補修、解体（敷地内の土地の整地を含む。）を行うことをいう。

- (10) 被災住宅に代わる住宅の賃借 市内において、被災住宅に代わる住宅として居住するための住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借することをいう。

- (11) 被災住宅の再建等 被災住宅の再建又は被災住宅に代わる住宅の賃借をいう。

- (12) 基礎支援金の支援対象者 被災住宅に居住する世帯の世帯主又は世帯員をいう。
なお、被災住宅に２以上の世帯がいる場合は、主たる世帯の世帯主をいう。
- (13) 加算支援金及び利子補給金の支援対象者 被災住宅に居住する世帯の世帯主又は世帯員で、かつ、被災住宅の所有者をいう。ただし、所有者の要件に関しては、別に定める者であっても対象とすることができる。
なお、被災住宅に２以上の世帯がいる場合は、主たる世帯の世帯主をいう。
- (14) 支援法支援金 支援法第３条第１項に規定する支援金で、当該大規模自然災害に関し支援対象者が受けることができるものをいう。
- (15) 建替又は購入費 被災住宅に代わる住宅の建替工事費又は購入費（購入後直ちに行う補修工事費を含み、土地の取得費を除く。）をいう。
- (16) 補修費 被災住宅又は被災住宅に代わる住宅の補修工事費をいう。
- (17) 賃借費 被災住宅に代わる住宅の賃借に係る経費をいう。
- (18) 解体費等 被災住宅の再建等に伴い、被災住宅を解体若しくは除却又はその敷地内の土地の整地を行う場合に係る経費をいう。
- (19) 住宅再建経費 支援対象者が支出する第１５号から前号までに掲げる経費をいう。
- (20) 住宅再建関連経費 被災住宅において使用されていた家具、家庭用電気機械器具等の修理又はこれらの物品に代わる物品の購入、被災住宅の清掃等、支援対象者が実施する被災住宅の再建等に関する経費（住宅再建経費に該当する経費を除く。）として市長が必要と認める経費であって、支援対象者が支出するものをいう。
- (21) 住宅再建融資返済経費 建替又は購入、補修費の支出について、次に掲げる融資を利用した場合のその返済（当該融資の貸付の実行日から５年以内（元金の据置期間を含む）で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。）に要する経費（当該融資に係る利息に相当する額（イに掲げる融資にあっては、当該融資に替えてアに掲げる融資を利用した場合における利息に相当する額とイに掲げる融資に係る利息に相当する額のいずれか少ない額）に限る。）をいう。
ア 独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資
イ 大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建に必要な資金の調達に係る融資として市長が別に定める融資
- (22) 支援対象経費 第１９号に掲げる経費で大規模自然災害の規模、被災地域の実情等を勘案して、当該大規模自然災害ごとに、被災住宅の再建等に必要な期間として第１５条第２号に定める期間内にその支払が完了するもの（第１７号に掲げる経費にあっては、当該期間の末日が属する月の前月分までの住宅の賃借に係る経費に限る。）をいう。
- (23) 基礎支援金 本市が支援対象者に対し交付する支援金のうち、住宅再建関連経費に対して定額支給するものをいう。
- (24) 加算支援金 本市が支援対象者に対し交付する支援金のうち、住宅再建経費を支援の対象とするものをいう。
- (25) 利子補給金 本市が支援対象者に対し交付する支援金のうち、住宅再建融資返済経費を支給するものをいう。
- (26) 支援金 基礎支援金及び加算支援金並びに利子補給金を合わせたものをいう。

(支援金の額)

第3条 市長は支援対象者に対し、この要綱に定めるところにより、支援金を交付する。

2 基礎支援金の額は、支援対象者1人につき50,000円とする。

3 加算支援金の額は、別表に基づき算出する。

4 利子補給金の額は、支援対象者ごとの利子補給金の額とする。

5 第2項、第3項及び第4項の支援金の申請及び交付は、支援対象者1人に対し、支援金ごとに1度限りとする。ただし、加算支援金の概算払で第9条第8項なお書きの規定による場合又は利子補給金は、この限りではない。

6 支援金の額は、千円単位とし、算定の結果生じた端数は切り捨てるものとする。

(基礎支援金の申請及び交付)

第4条 基礎支援金の申請は、第15条第1号に定める期間内に、京都市被災者住宅再建等支援金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 被災証明書の写し

(2) 被災住宅の被害状況が分かるカラー写真

(3) その他、別に定める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、申請が到達してから30日以内に交付の可否を決定し、京都市被災者住宅再建等支援金交付(不交付)決定通知書(第2号様式の1又は2。以下「交付(不交付)決定通知書」という。)により通知する。

3 市長は、前項の規定により交付の決定を通知した者に対して、速やかに基礎支援金を交付する。

(加算支援金の申請)

第5条 条例第9条の規定による加算支援金の申請は、第15条第2号に定める期間内に、交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 被災証明書の写し

(2) 工事費明細書

(3) 支援対象経費を支払ったことを証する書類

(4) 被災住宅の被害状況及び再建の内容が分かるカラー写真

(5) その他、別に定める書類

(加算支援金の交付等の決定)

第6条 市長は、原則として、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定及び条例第19条の規定により交付の可否を決定し、交付(不交付)決定通知書により通知する。

(加算支援金の実績報告)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、第5条による申請をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(加算支援金の支払い)

第8条 市長は、第6条の規定により交付の決定を通知した者に対して、速やかに加算支援金を交付する。

(加算支援金の概算払)

第9条 市長は、加算支援金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、条例第21条第2項の規定に基づき、支援対象事業の完了前に加算支援金の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 前項の概算払を受けようとする者は、第5条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに、京都市被災者住宅再建等支援金（加算支援金）交付申請書（概算払用）（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 被災証明書の写し
- (2) 工事費見積書
- (3) 被災住宅の被害状況が分かるカラー写真
- (4) その他、別に定める書類

3 市長は、第6条の規定にかかわらず、前項の規定による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定を行う。

4 前項の規定により、交付を決定した場合は、その旨を京都市被災者住宅再建等支援金（加算支援金）交付決定通知書（概算払用）（第4号様式）により通知する。

5 第3項の規定により、不交付を決定した場合は、その旨を不交付決定通知書により通知する。

6 市長は、第4項の規定により交付の決定を通知した者に対して、速やかに加算支援金を交付する。

7 前項の規定による概算払を受けた者で、第2項の規定により提出した概算払申請書の内容を変更しようとする場合は、京都市被災者住宅再建等支援金（加算支援金）交付変更申請書（概算払用）（第5号様式）に変更内容が分かる書類を添付して提出しなければならない。

8 第6項の規定による概算払を受けた者は、第7条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに、京都市被災者住宅再建等支援金実績報告書（第6号様式）（以下、「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

なお、天候不良など、概算払を受けた者の責によらない理由により、被災住宅の再建に関する工期を延期又は中止せざるを得ず、概算払を受けた年度内に工事を終えられない場合についても、同様とする。

- (1) 工事費明細書
- (2) 支援対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 再建の内容が分かるカラー写真
- (4) その他、別に定める書類

9 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、第6条の規定にかかわらず、条例第19条の規定による交付額の決定を行い、その旨を京都市被災者住宅再建等支援金額確定通知書（第7号様式）（以下、「確定通知書」という。）により通知する。

10 前項の規定による通知を受けた者で、加算支援金の額が概算払いを受けた金額に比して多い場合

は、通知を受領した日から起算して10日以内に、市長が別に指定する請求書を提出するものとし、市長はその請求に基づき加算支援金の不足分を支払うものとする。また、少ない場合は、市長が別に定める日までに、市長が別に指定する納入通知書により、過受領分を支払わなければならない。

- 1 1 第9項の規定による通知を受けた者で、加算支援金の額が概算払いを受けた金額と同額の場合又は前項の規定に定められた支払いが完了した場合は、市長が別に定める日までに、京都市被災者住宅再建等支援金（加算支援金）概算払精算書（第8号様式）を提出しなければならない。
- 1 2 第9項の規定による通知を受けた者で、第8項なお書きの規定に該当する場合は、第6項の規定により交付を受けた加算支援金の額と第9項の規定により確定した加算支援金との差額について、翌年度4月1日から第15条第2号に規定する期間に、第5条又は本条第2項の規定による申請を行うことができる。

（利子補給金の交付申請）

第10条 条例第9条の規定による利子補給金の交付申請は、京都市被災者住宅再建等支援金（利子補給金）交付申請書（第9号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 被災証明書の写し
- (2) 融資内容が確認できる書類
- (3) 被災住宅の被害状況が分かるカラー写真
- (4) その他、別に定める書類

（利子補給金の交付等の決定）

第11条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定を行い、その旨を交付（不交付）決定通知書により通知する。

（利子補給金の実績報告）

第12条 条例第18条の規定による実績報告（貸付の実行日を含む年度に係るものを除く。）は、第10条の申請をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

- 2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、補助対象経費の確定額及び当該経費を補助対象者が支払ったことを確認できる書類とする。

（利子補給金の支払い）

第13条 市長は、第12条による報告を受けた場合は、条例第19条の規定による交付額の決定を行い、その旨を確定通知書により通知する。

- 2 市長は、前項の規定により交付額の決定を通知した者に対して、速やかに利子補給金を交付する。

（適用除外）

第14条 市長は、次の各号に掲げる場合には、支援金の一部又は全部を支給しないことができる。

- (1) 被災住宅に正当な権限によらないで居住していたことが明らかとなるとき
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が交付することが不適当と認めたとき

(申請受付期間)

第15条 支援金に係る申請受付期間は、次の各号の範囲内で市長が別に定めるものとする。

- (1) 基礎支援金に係る申請受付期間は、大規模自然災害ごとに被災した日の属する月の翌月の1日から13箇月以内とする。
- (2) 加算支援金及び利子補給金に係る申請受付期間は、大規模自然災害ごとに被災した日の属する月の翌月の1日から37箇月以内とする。

(支援金に関する周知等)

第16条 市長は、支援金の実施に当たり、支援対象者の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法による市民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第17条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支援対象者から第4条第1項、第5条及び第10条の規定による申請が行われなかった場合は、支援対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第2項、第6条及び第11条の規定による交付決定を行った後、交付申請書等の不備による振込不能等の事由により交付が完了せず、第4条第1項、第5条及び第15条の規定による申請期限までに、市長が申請者に連絡又は確認ができない場合には、当該申請が取り消されたものとみなす。

(不当利得の返還)

第18条 市長は、支援金の交付決定後に支援対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対しては、交付を行った支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第19条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(異なる自然災害への対応)

第20条 被災住宅の再建等の前に、新たな大規模自然災害により被災した場合であっても、支援金は重ねて交付しない。

(委任)

第21条 この要綱に規定するもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年7月30日以後に支援対象者が着手した

被災住宅の再建等について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

(適用の例外)

2 次の各号に掲げる自然現象により生じた自然災害については、附則1の施行期日にかかわらず、本要綱の対象とする。ただし、支援の内容は、本要綱第2条第21号に規定する基礎支援金のみとし、同条第22号に規定する加算支援金は対象とはしない。

(1) 平成24年8月京都府南部地域豪雨（以下「南部豪雨」という。）。)

(2) 平成25年台風第18号（以下「台風18号」という。）。)

(適用の例外における基礎支援金の額)

3 前項の規定により支給する基礎支援金の額は、本要綱第3条第2項にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

(1) 南部豪雨に係る支援対象者にあつては、京都市地域再建被災者住宅等補助金交付要綱（平成24年10月31日決定）に規定する補助金の交付を受けた場合は、50万円と現に交付を受けた補助金の額との差が5万円を超えるものは5万円とし、その差が5万円以内のものは、その額とする。

(2) 台風18号に係る支援対象者にあつては、平成25年台風第18号に係る京都市被災者住宅等再建支援補助金交付要綱（平成25年10月3日決定）に規定する補助金の交付を受けた場合は、同要綱別表に規定する各被害の程度区分に応じ、それぞれ定められた補助金の上限額から同要綱に基づき、現に交付を受けた補助金の額との差が5万円を超えるものは5万円とし、その差が5万円以内のものは、その額とする。

(適用の例外における申請受付期間)

4 附則2の規定により支給する基礎支援金の申請受付期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 南部豪雨に係る支援対象者にあつては、平成26年12月17日から平成27年9月30日までとする。

(2) 台風18号に係る支援対象者にあつては、平成26年12月17日から平成27年12月16日までとする。

(基礎支援金を先に受けた場合の措置)

5 南部豪雨に係る支援対象者にあつては、南部豪雨補助金交付要綱に規定する補助金、台風18号に係る支援対象者にあつては、台風18号補助金交付要綱に規定する補助金の交付を受けず、附則3の基礎支援金の交付を受けた場合は、次のとおりとする。

(1) 南部豪雨補助金交付要綱第4条の規定にかかわらず、補助金の上限額は45万円とする。

(2) 台風18号補助金交付要綱第3条の規定にかかわらず、半壊の場合の補助金の上限額は145万円とし、床上浸水及び一部損壊の場合の補助金の上限額は45万円とする。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。ただし、第15条の規定については、平成27年台風

第11号被害（平成27年7月17日）以後に支援対象者が着手した被災住宅の再建等について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月27日から施行する。ただし、平成30年度以前に発生した大規模自然災害による支援金の申請については、従前の様式により申請できる。

附 則

この要綱は、令和2年9月30日から施行する。ただし、施行日以前に発生した大規模自然災害による支援金に関する事項については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項ウの規定については、施行日以前に発生した大規模自然災害による支援金に関する事項は、なお従前の例による。